

25 海洋第 287 号  
平成 26 年 1 月 31 日

会員各位

一般社団法人 海洋水産システム協会

生産性向上設備投資促進税制の概要と証明書発行の手続きについて（お知らせ）

日ごろより、本協会の事業活動にご協力賜り厚く御礼申し上げます

さて、このたび産業競争力強化法にかかる生産性向上設備投資促進税制が、1 月 20 日から施行されましたので、本制度の概要及び活用方法、証明書発行手続きについて、下記のとおりお知らせいたします。なお、当協会は、機械装置等（漁業用設備、養殖業用設備、水産食品製造業用設備）の証明書発行団体となっております。

ユーザーにおかれましては設備投資による税制優遇措置に、メーカーにおかれましては自社製品の販売活動に活用できる制度ですので、是非ご活用ください。

また、本制度は経産省 URL に詳細が掲載されていますので、ご参照願います。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.html](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)

## 記

### 1. 制度の概要

#### (1) 税制措置

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上等を図るため、先端設備等を導入する際の税制措置が新設されました。

##### ① 平成 26 年 1 月 20 日～平成 28 年 3 月 31 日の期間

即時償却、または、税額控除 5%（中小企業者等においては、「中小企業投資促進税制」における上乗せ措置として、資本金 1 億円以下は 7%、3000 万円以下は 10%）を選択。

##### ② 平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の期間

特別償却 50%、または、税額控除 4%（中小企業等は上述①に同じ）を選択。

#### (2) 先端設備であることの確認

当該設備または機器が最新モデル要件を満たしていること、生産性向上（年平均 1% 以上）の要件を満たしていることを確認し、証明書を発行いたします。

#### (3) 対象設備

本制度による対象設備は、A；先端設備と、B；生産ラインやオペレーションの改善

に資する設備に分けられます。当協会が証明書を発行するのは A の先端設備で、B については各経済産業局が申請先となります。以下は、A についての説明です。

【先端設備の設備種類；A】機械装置、器具備品、建物等（当協会が先端設備として証明するのは、水産業に用いられる機械装置等となります。）

(4) 対象設備の要件

① 最新モデルであること

機械装置の場合、10 年以内に販売が開始されたもので、最も新しいモデル、または、販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデル

② 生産性向上 ; 年平均 1%以上 (旧モデル (最新モデルの一代前モデル)) と比較して、「生産性」が 1%以上向上するもの)

③ 最低取得金額 ; 単品 160 万円以上

2. 証明書発行の手続き及び記入方法

(1) ユーザーは、当該設備を生産した機器メーカー等 (以下「メーカー」) に証明書の発行を依頼。

(2) 依頼を受けたメーカーは、証明書 (様式 1) 及びチェックシート (様式 2) に必要事項を記入の上、当協会に提出。

\* 証明書 (様式 1) 及びチェックシート (様式 2) は、当協会 HP にアップしていますので、ダウンロードし、必要事項を記入のうえ提出ください。様式 1、様式 2 の記載例についても HP にアップしていますのでご参考にしてください。

<http://www.systemkyokai.or.jp/>

\* 製造 (販売) 事業者の代表者氏名は、担当の部長以上としてください。

\* 同一設置場所 (納入先) に同一製品を複数台納入する場合は、証明書、チェックシートの提出は 1 部で結構です。

\* 返信用封筒に宛名を記載し同封してください (切手は貼付いただくなくても結構です)。

(3) 当協会は、証明書の発行にあたり、メーカーの裏付けとなる資料及び証明書及びチェックシートの記入内容に基づき、対象設備の要件 (上述 1 の (4)) を確認し、メーカーに証明書を発行します。

\* 必要な根拠資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書は発行されませんのでご注意ください。

(4) 当協会から証明書の発行を受けたメーカーは、依頼のあったユーザーに転送してください。

(5) ユーザーは、税務申告の際に確定申告書に証明書を添付することができます。

3. 送付先、問い合わせ先

一般社団法人 海洋水産システム協会 研究開発部

〒103-0027 東京都中央区日本橋三丁目 1 5 - 8

TEL 03-6411-0021 FAX 03-6411-0022

4. 費用

証明書発行手数料として、1枚につき次の費用を証明書発行時に請求いたします。

3,000 円 (+消費税)

〔同封資料〕

- ・ 様式 1 / 産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備にかかわる仕様等証明書  
(記入用紙です)
- ・ 様式 2 / チェックシート (記入用紙です)
- ・ ダウンロードはこちらから ; <http://www.systemkyokai.or.jp/>

以上